

がん予防普及啓発事業業務委託仕様書

1 業務の目的

がんは、鹿児島県において死因の第1位となっており、全死亡者の約4分の1を占めていることから、県民に対してがんの予防と早期発見・早期治療の重要性を集中的に啓発することにより、がん検診受診率向上につなげ、県民の健康増進及び生活の質の維持向上に寄与する。

2 履行期限

令和6年10月25日（金）

3 業務の内容

下記の項目について、共通のキャッチコピーを考案し、それを活用したがん検診受診啓発のための広告を企画し、実施する。

(1) 普及啓発動画の作成

動画は15秒程度のものとする。

(2) 広告内容の企画・作成及び実施

下記の項目について、広告展開を行うこと（(1)で作成した動画の活用も可）。

ア YouTube・SNS・テレビ・ラジオ等を活用したCM、又はテレビ・ラジオへの番組出演等

イ その他、効果的と認められる広報媒体等を活用した普及啓発（無料告知を含む。）

(3) 広告に係る調整

(4) その他

ア 啓発対象は、がん検診の対象者（がんの種類は限定しない。）とし、特に、働く世代である40歳代～50歳代の者を重点とした内容とすること。

イ がん検診を自分のこととして捉え、がん検診を受診するきっかけにつながる内容とすること。

ウ 広告期間は9月中旬から10月中旬までの一ヶ月程度とする。

エ 詳細については県と打ち合わせを行うこと。

4 成果品の納品

(1) 成果品

ア 動画等

放送内容等の動画を収録したDVD2枚

イ その他業務の成果品 一式

ウ 実績報告書（委託事業で実施した内容をまとめた報告書）

(ア) 紙媒体（A4判・カラー） 2部

(イ) 電子データ（PDF形式） 一式

(2) 納品

ア 場所

鹿児島県保健福祉部健康増進課がん対策・歯科保健係

イ 期限

令和6年10月25日（金）

5 その他

(1) 受託者は、県と密に連携を図りながら事業実施に取り組むこと。

(2) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定する。

- (3) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に県へ無償で譲渡すること。
- (4) 県は、成果物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- (5) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (6) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (7) 業務で取得した写真、映像データについての著作権は県に帰属し、そのデータ等は、CD-R 等で県に提出する。
- (8) 本受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、県の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。